

岐阜市職員措置請求に係る監査結果の公表

平成27年9月3日付けで提出されました岐阜市職員措置請求書（以下「請求書」という。）について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第4項の規定に基づき、監査した結果を下記のとおり公表します。

平成27年10月30日

岐阜市監査委員	松岡文夫
岐阜市監査委員	信田朝次
岐阜市監査委員	河合通雄

記

第1 監査の請求

1 請求人 (略)

2 請求書の受付

平成27年9月3日

3 請求の要旨

請求人から提出された岐阜市職員措置請求書の要旨及び事実を証する書面等は次のとおりである。

なお、請求の要旨については原文のまま記載した。

岐阜市福祉事務所が行う、岐阜市住宅支援給付事業実施要領において、私は、申請手続き及び支給決定において、岐阜県からの収入として、平成26年12月20日に11月分、平成27年1月20日に12月分の支給があったにもかかわらず、岐阜市は収入の精査を行わずに支給決定を行った。岐阜県労働雇用課から岐阜市へ収入証明の報告が1月末にあり、収入が84,000円以上あるにもかかわらず、その用途を精査せず、岐阜市は平成27年2月13日付けで、平成27年1月分から3月分の誤った支給決定をした。また、私は家賃32,000円以上で新

規で入居しているにもかかわらず、支給を受けた。私は岐阜市の求めに応じて申請した。岐阜市の手続きは違法であり、かつ、精査をせずに岐阜市は 96,000 円の不当な支出を行った。

その結果、96,000 円が市の損害にあたる。

岐阜市福祉事務所職員に損害賠償の手続きを求める。また、岐阜市から私に支給の返還を求め、再度の正しい申請手続きを求める。

(添付書類)

本件に関する事実証明として、次の書類の写しが提出された。

- ① 岐阜市住宅支援給付事業実施要領
- ② 生活福祉一課生活困窮者支援係からの正式回答文書 1
- ③ 生活福祉一課生活困窮者支援係からの正式回答文書 2
- ④ 岐阜県社会福祉協議会からの生活福祉資金（総合支援資金）案内
- ⑤ 住宅支援給付支給決定通知書（岐阜市様式 7 号）
- ⑥ 入居予定住宅に関する状況通知書（様式 2 号）※岐阜市外の住所地
- ⑦ 住宅支援給付に係る提出書類一覧
- ⑧ 住宅支援給付支給申請書（岐阜市様式 1 号）
- ⑨ 書類の再提出を求める通知（生活福祉一課）
- ⑩ 入居予定住宅に関する状況通知書（様式 2 号）※岐阜市内の住所地
- ⑪ 住宅支援給付申請書（期間延長用）（岐阜市様式 1－4 号）※様式のみ
- ⑫ 賃貸借契約書（H26. 11. 21～H27. 4. 30）（H27. 5. 1～H27. 10. 31）
- ⑬ 入居住宅に関する状況通知書（岐阜市様式 2－2 号）
- ⑭ 労働者災害補償保険に係る申請及び給付決定証明書
- ⑮ 厚生労働省の支援ガイド

なお、これらの添付書類については、監査結果への記載を省略した。

第 2 監査委員の除斥

服部剛監査委員は、本件監査にあたり、法第 199 条の 2 の規定により除斥とした。

第 3 請求の受理

本件請求は、法第 242 条第 1 項及び第 2 項に規定する要件を具備しているものと認め、平成 27 年 9 月 17 日付けで受理した。

第 4 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

法第 242 条第 6 項の規定に基づき、平成 27 年 9 月 25 日、請求人に対して新たな証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人は概ね次のような主旨

の陳述をした。

なお、新たな証拠の提出はなかった。

- (1) 前の会社の寮から出て行かなければならなくなったため、制度を使って市外から岐阜市へ引っ越しをしてきた。住宅を喪失するおそれがある人というのは、家賃を滞納しているため出て行かなければならないが、家賃を払えば出て行かなくて良いという人が対象である。家賃の滞納は1円もなかったが、岐阜市の職員が捻じ曲げ、喪失するおそれがあるとして、申請するように言われた。初めての申請だったため、細かいところが分からなかったことから、岐阜市の職員が嘘をつくとは思わなかったので従ったが、後で調べたら間違っているということに気付いた。

このことから、住宅を喪失するおそれはなかった。

- (2) 岐阜県からの就職支援費は生活費ではなく、学校が終わってから、就職活動のお金として残して使うものである。岐阜市は、収入ではないと最初から分かっていたら、岐阜県に聞く必要がないし、収入だと思って聞いたのなら、使い道を確認しなければいけないが、使途の精査をしていない。

このように、収入があったにもかかわらず、岐阜市は、その使途を精査せず支給決定した。

- (3) 国が生活困窮者に一年間だけ貸すという緊急一時入居者制度で住宅を確保した。同じ厚生労働省でやっている住宅支援給付制度であるにも関わらず、岐阜市には、ずれがある。岐阜市は確認しないで、自分たちの考えで今までやってきた。そのために、間違っているとしてもそれを正そうとか、間違っているとすら思っていなかったようである。何度も岐阜市に相談に行ったが、最初の家賃が32,000円以内でないといけないという話も一度もされていない。当時は市外の住民だったので、相談に乗ることができなかったという、岐阜市の言い分だった。

ゆえに、他の市町村から岐阜市に引っ越してくる人は、誰に相談して、どのような話をして、生活をどう立て直せばいいのかというのが、最初からないまま、放り出されるということになってしまう。

住宅支援給付が通ったら引っ越しをしてくださいという言い方では他の市町村から来る人は岐阜市の住民でないから申請できない。

このことから、市外からの転入者を阻害している。岐阜市が独自でやっている行政ではないため、全国平等で受けられるというものを受けられないようにされるということも、少し卑劣な行為である。

- (4) 岐阜市が支給決定の通知を出したとしても、本来、本人の同意がないと支給できないはずである。

平成26年12月22日付けで岐阜市が曲げて、住宅支援給付を出す代わりに、申請方法を変えてくれという手紙を送ってきた。何の説明もないまま書類を書き換えさせられたことが誤った違法な手続きである。

申請時点で家賃滞納はなかったので喪失するおそれはなかったが、岐阜市の

職員が捻じ曲げて、喪失するおそれがあるとして、申請するように言われて申請したが、嘘をつかれていたことを後で調べて分かった。

よって、再度の正しい申請手続きを求める。

また、その対応をしたのは、当時の福祉事務所生活福祉一課の職員 中尾 と梅村 であり、不当な支出 96,000 円の損害賠償を求める。

- (5) 岐阜市住宅支援給付事業実施要領（以下「実施要領」という。）では、支給期間の延長等の申請をする際の取扱いについて、「申請させ」と書かれている以上、岐阜市が本人に連絡すべきである。延長申請の説明や受付をしないことが違法である。
- (6) 給付金を一括では返せないが、分割でも返すつもりがある。新しい制度で申請できるものなら申請をしたい。本来、住宅を喪失している者として申請をしなければならないと思う。

2 監査対象事項

請求書及び請求人の陳述内容を検討した結果、請求人が申請者である住宅支援給付において、違法な手続きが行われたか否か、支給額 96,000 円の支出が違法又は不当な支出であるか否か、違法又は不当な支出であるならば、市に損害があるのか否か、職員に対する損害賠償の勧告や申請者本人への返還の勧告をすべきか否かを監査対象とした。

3 監査対象部局

福祉部（福祉政策課、福祉事務所生活福祉一課、福祉事務所生活福祉二課）

4 監査対象部局の陳述

法第 242 条第 7 項の規定に基づき、平成 27 年 10 月 1 日に監査対象部局の職員から陳述を聴取したところ、概ね次のとおり説明があった。

- (1) 請求人は、平成 26 年 5 月に離職し、それまで住んでいた市外の会社の寮を出て、申請があった平成 26 年 12 月 1 日時点では岐阜市内の集合住宅に入居している状況であった。

住宅を喪失するおそれとは、離職して収入がないことにより、今後、家賃が払えず、既に住んでいる住宅を失うおそれがあることである。

このことから、請求人を住宅を喪失するおそれのある者として取り扱った。

- (2) 支給要件として、申請日の属する月における申請者の収入の合計額が単身世帯 84,000 円に家賃上限額 32,000 円を加算した額未満。すなわち、116,000 円未満と規定している。

申請者の収入は、申請日の属する月の収入が確実に推計できる場合はその額によることとし、毎月の収入額に変動がある場合は、収入の確定している直近 3 箇月間の収入額の平均に基づいて、それぞれ適正に算定する。失業等給付、児童扶養手当等各手当、年金等については収入として算定する。（実施要領 5

(1) ⑤)

県の訓練手当については、厚生労働省に確認したところ失業等給付に該当するとの回答であったため、収入として算定した。

請求人の場合は、9月から11月は収入がなく、12月に県の訓練手当が22,125円であったため、条件を満たしている。

このことから、収入要件に照らして支給決定している。

- (3) 市外の住民で、岐阜市へ転入する場合の手続きについては、住居を失っておらず、今後転入予定の方については、当該住居のある自治体に相談してもらうことになる。

また、今日の住居すらない方が市外の方であっても、岐阜市は手続きを支援していき、岐阜市への入居決定後に転入してもらうよう指導している。

このことから、市外の住民で既に住宅を喪失してから窓口に来庁されていれば、岐阜市へ転入してもらって支援が可能である。

- (4) 本人の同意がないと支給が出来ないという請求人の主張については、支給の希望があるので申請されたと考えている。

- (5) 請求人は市外の会社の寮を出なければならなくなると平成26年9月に岐阜市に相談のため来庁されたことは事実であり、当時の居住地の市町村役場に行くように勧めた。

9月の時点では、会社の寮を出なければならぬという相談があったこともあり、岐阜市に平成26年12月1日に申請で来庁された際には、「入居予定住宅に関する状況通知書」(様式2号)を渡したが、既に岐阜市内に入居済みであったため、「入居住宅に関する状況通知書」(様式2-2号)への交換を郵送にて依頼した。(事実証明書⑨)

- (6) 請求人が申請のため、来庁されたのは平成26年12月1日であり、添付書類等が全部そろった状態で正式に受理したのは、平成27年1月23日である。その際、申請日を変更することを拒まれたのは事実である。たとえ申請月が1月であったとしても直近3箇月の収入については、条件を満たしている。

このことから、正しい手続きにて支給決定しているため、違法性は全くないという認識である。

- (7) 実施要領15(2)「6(2)②により、延長又は再延長する際は、・・・申請させ」は、実施要領6(2)②「5(2)に規定する就職活動を誠実に継続していた場合」となっている。

請求人は、2月に養成学校を修了していることから、本来、3月に窓口に来庁されなければならないにもかかわらず、一度も来庁されなかった。

第5 監査の結果及び判断

1 事実関係の確認

(1) 事実関係

福祉部から本件住宅支援給付に際しての「岐阜市住宅支援給付事業実施要

領」(平成21年9月4日決裁。改正平成25年6月28日決裁。以下「実施要領」という。)、申請者用の「住宅支援給付のしおり」(以下「しおり」という。)、本件請求人に係る「住宅支援給付事業の住宅支援支給決定について」の決裁文書(以下「決裁文書」という。)及び支出に係る「支出負担行為書兼支出命令書」(以下「支出関係書類」という。)を取り寄せ、次の事項を確認した。

ア 住宅支援給付事業の主な内容は、次のとおりであった。

岐阜市では、実施要領を定め、住宅支援給付事業を実施している。

これは、国の住宅支援給付事業を受けて実施するもので、離職者であって就労能力及び就労意欲のある者のうち、住宅を喪失している者又は喪失するおそれのある者に対して、住宅支援給付を支給することにより、これらの者の住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行うことを目的としている(実施要領1)。

住宅支援給付事業の実施主体は岐阜市となっている(実施要領3)。

支給額は、単身世帯では、32,000円(生活保護の住宅扶助の特別基準額に準拠した額)を上限として、収入に応じて調整された額を支給し(実施要領6(1))、支給方法は、大家等への代理納付とする(実施要領6(3))。

支給期間は、3箇月間を限度とする。ただし、一定の条件により3箇月を限度として延長及び再延長が可能である。(実施要領6(2))

イ 決裁文書を確認したところ、決裁の状況は次のとおりであった。

収	受	日	平成27年1月23日
起	案	日	平成27年2月4日
決	裁	日	平成27年2月13日

ウ 決裁文書に添付されている主な書類は、次のとおりであった。

- ・ 住宅支援給付申請書(様式1号)
- ・ 入居住宅に関する状況通知書(様式2-2号)
- ・ 住宅支援給付支給に係る調査の回答について(平成27年2月3日付け労第480号 岐阜県商工労働部労働雇用課長から岐阜市長宛て)
- ・ 求職申込み・雇用施策利用状況確認票(平成27年1月19日付け岐阜公共職業安定所回答)
- ・ 緊急一時入居者用の定期貸与契約書(平成26年11月21日が入居指定日となっている平成26年11月17日締結の契約書)写し
- ・ 岐阜県訓練手当支給規則(写し)

エ 支出関係書類を確認したところ、公金の支出状況は次のとおりであった。

摘要(支出内容)	住宅支援給付事業にかかる扶助費
支出負担行為兼支出命令日	平成27年2月13日
支出負担行為兼支出命令額	8件、452,400円のうち、本件対象額96,000円
支払日	平成27年2月27日

2 判断等

(1) 監査における判断基準について

ア 違法性又は不当性の判断について

法第242条第1項に規定する住民監査請求の制度は、普通地方公共団体の執行機関又は職員による、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担について、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実について、その監査を求め、これらの予防、是正等の措置を監査委員に請求する権能を住民に与え、もって地方財務行政の適正な運営を図り、住民全体の利益を確保することを目的とするものである。そのため、住民監査請求による監査の対象となるのは、法第242条第1項に規定する行為に限られている。

本件請求の要旨によれば、請求人は、本件住宅支援給付に係る支出が違法又は不当な公金の支出に当たるとして監査を求めているが、その理由は、陳述の中で、申請する時に住宅を喪失するおそれはなかったが、それを岐阜市の職員が捻じ曲げ、喪失するおそれがあるとして申請させたためであり、かつ、収入があるにもかかわらず、その使途を精査せず支給決定を行ったためとしている。したがって、本件住宅支援給付に係る公金の支出は違法又は不当である旨述べているものである。

このことから、本件請求は、住宅支援給付の支出という公金の支出の原因となる住宅支援給付の支給決定（以下「原因行為」という。）の違法性又は不当性を問題としていると解するのが相当である。

このため、原因行為である住宅支援給付の申請から支給決定に至るまでの内容と財務会計上の行為との関係を総合的に考慮した上で、当該原因行為について判断するものとする。

イ 判断に当たっての関係要領等について

(ア) 実施要領の概要について

岐阜市では、実施要領に基づき離職によって住宅を喪失又は喪失のおそれがある者を対象とした住宅支援給付事業が実施されている。

実施要領5(1)では支給対象者の要件が規定されている。そのうち、実施要領5(1)⑤では、失業等給付などについては収入として算定すると規定されている。

また、実施要領5(1)⑦では、雇用施策による給付等を申請者が受けていないことと規定されている。また、実施要領2(5)では、「雇用施策による給付等とは、国の住居等困窮離職者に対する雇用施策による給付及び貸付（職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）（以下「求職者支援法」という。）第7条に規定する職業訓練給付金（以下「職業訓練受講給付金」という。）

等)をいう。」と規定されている。

(2) 監査委員の判断

ア 住宅支援給付の支給の際、実施要領に規定する「住宅を喪失するおそれ」に該当するか否かについて

(ア) 請求人は次のように主張している。

a 引っ越ししてきたばかりなので、家賃の滞納は1円もないので住宅を喪失するおそれはなかった。

b 喪失するおそれがあるとして、捻じ曲げて住宅支援給付の申請をするように指導を受けた。市の職員に嘘をつかれたと後で気づいた。

(イ) 請求人の主張に対し、関係職員の陳述の中で、福祉部職員は、次のように主張した。

a 「住宅を喪失するおそれ」とは、離職して収入がないことで、今後、家賃が払えなくなることによって、既に住んでいる住宅を失うおそれがあることである。

「住宅を喪失している」とは、今日も住む所がないという状況である場合であり、既に住んでいる住居がある場合は、「住宅を喪失するおそれ」として取り扱っている。

b 請求人は、平成26年5月に離職し、それまで住んでいた市外の会社の寮を出て、岐阜市内の集合住宅に入居後に申請しているため、「住宅を喪失するおそれ」として取り扱った。

(ウ) そこで、本件住宅支援給付について、実施要領に照らして判断する。

まず、第5 1 (1) ウで記述のとおり、監査委員は福祉部が支給決定のために起案した決裁文書を確認したところ、請求人が平成26年12月1日に提出した申請書及び平成27年1月23日までに提出した添付書類があった。これらの文書の中に、請求人が請求の要旨で「新規で入居している」と主張する平成26年11月17日に締結した緊急一時入居者用の定期貸与契約書の写しがあることも併せて確認した。

次に、実施要領によると、第5 1 (1) アで記述のとおり、事業目的の規定があり、岐阜市が実施主体として行うものとしている。

決裁文書に記載の説明によれば、申請書の提出を受けて内容を審査したところ、支給要件に該当するため支給決定する旨の記載があることから、実施要領に基づいて支給決定を判断すべきと考える。

しかし、「住宅を喪失している」と「住宅を喪失するおそれ」についての定義は実施要領には記載がない。

関係職員の陳述によれば、「住宅を喪失している」とは今日も住む所がない状況をいい、「住宅を喪失するおそれ」とは離職して収入がないこと

で、今後、家賃が払えなくなることによって既に住んでいる住宅を失うおそれがあることをいうとされている。既に住んでいる住宅がある場合は「住宅を喪失するおそれ」として取り扱っていることから、請求人が岐阜市内の集合住宅に入居後申請しているため、「住宅を喪失するおそれ」として取り扱ったとのことである。

先のとおり、「住宅を喪失するおそれ」であるかについて、請求人は家賃滞納がなかったものでこれには該当しない旨の主張があるものの、これを証するものはなく、福祉部が既に住んでいる住宅がある場合には「住宅を喪失するおそれ」として取り扱うのが通例であり、請求人だけを特別に取り扱った事実も認められない。したがって、「住宅を喪失するおそれ」とは、離職して収入がないことで、今後、家賃が払えなくなることによって既に住んでいる住宅を失うおそれがあることと解せざるを得ない。

このことから、福祉部が住宅を喪失するおそれがあったと判断した内容において、決定手続きに違法はないと考えられる。

イ 住宅支援給付の支給の際、実施要領に規定する収入基準額を満たしているか否かについて

(ア) 請求人は次のように主張している。

- a 県からの就職支援費は生活費ではなく、学校が終わってから、就職活動のお金として残して使うものである。
- b 訓練手当の使途を精査せずに住宅支援給付を支給決定した。

(イ) 請求人の主張に対し、関係職員の陳述の中で、福祉部職員は、次のように主張した。

- a 岐阜県からの訓練手当は、実施要領の規定する雇用施策による給付等の手当には該当しないものの、収入として算定するものと解されている。

(ウ) そこで、本件住宅支援給付について、実施要領に照らして判断する。

まず、第5 1 (1) ウで記述のとおり、監査委員は福祉部が支給決定のために起案した決裁文書を確認した。

決裁文書によれば、本件住宅支援給付は、岐阜市が平成26年度に実施した事業であり、福祉部は、請求人からの提出書類及び福祉部が調査して入手した書類等にて収入要件を審査していたことを確認した。加えて、岐阜市のホームページにて情報公開されている岐阜市公文書件名データファイルの内容と一致していることも確認した。

次に、決裁文書に添付の理由説明書によれば、岐阜県からの訓練手当は国の職業訓練受講給付金には該当せず、失業等給付には該当するという厚生労働省の見解が示されており、収入認定することは差し支えない

とされている。

また、この訓練手当の証明書類を確認するため、岐阜市が岐阜県に対して手当受給額の照会をした経緯について示されていた。

これらの内容から、岐阜県からの訓練手当は国の給付金には該当せず、住宅支援給付との併給が可能であることと、収入要件の認定の際に収入とすることとして審査を進めていたものと考えられる。

また、請求人の収入については、9月から11月は無収入で、12月は県の訓練手当のみであったと推定できるが、申請書の提出日である12月1日及び受理日である1月23日のいずれを申請日としても、実施要領5（1）⑤に規定する、収入の確定している直近3箇月の収入額の平均は、収入基準額の要件を満たしている。なお、収入の「使途の精査」については、実施要領に規定されていない。

このことから、本件住宅支援給付の決定は実施要領にのっとって適切に行われたと認められる。

3 結 論

前述のとおり、請求人の主張には理由がなく、本件住宅支援給付が違法又は不当な支給決定に基づいて行ったものとは認められないことから、本件請求を棄却する。

一方、市外の住民の岐阜市への転入を阻害しているという請求人の主張については、岐阜市の政策選択や政策判断であるため、上述のとおり、住民監査請求の対象行為ではないため、監査委員は判断しないこととした。

また、支給決定の本人同意が必要という請求人の主張については、福祉部は、実施要領9Ⅱ（7）①に基づいて申請者に支給決定の通知書を交付したものであり、制度の内容に関することであるため、監査委員は、同じ理由から、判断しないこととした。

加えて、再度の正しい申請手続きの求め及び請求人が主張した延長申請に係る取扱いについては、同様に住民監査請求の対象行為ではないため、監査委員は判断しないこととした。

4 意 見

監査の過程において、福祉部の事務の取扱いについて、窓口での書類の説明不足などの点が見受けられたことから、今後の給付行政における一層の市民サービスの向上に努められたい。